

有道会の慶弔等に関する支出内規

(趣旨)

第1条 この内規は、有道会として、祝賀金、香資金、見舞金等を支出する場合の該当者及びその金額、生花等の贈呈、電報の発信その他これらに類するものに関し、必要な事項を定めるものとする。

(両大本山の慶弔等に関する支出金)

第2条 両大本山の慶弔に関する支出金等は、別表に定めるところにより支出するものとする。

2 大本山永平寺拝登の際の支出金は、別表に定めるところにより支出するものとする。

3 大本山總持寺拝登の際の支出金については、前項の規定に準ずるものとする。

(慶事に関する支出等)

第3条 慶事に関する祝賀金、生花の贈呈、電報の発信は、別表に定める該当者に対して行うものとする。

(弔事に関する支出等)

第4条 弔事に関する香資金、生花の贈呈、電報の発信は、別表に定める該当者に対して行うものとする。

(見舞いに関する支出等)

第5条 病気その他の事由による見舞金等は、別表に定める該当者に対して行うものとする。

(基準にない支出金等)

第6条 この内規に定めのない支出金等については、その都度、会長が執行部に諮り支出等を行うものとする。

附 則

1 この基準は、平成14年7月29日から施行する。

2 この内規は附則第1項の基準を変更し、平成22年3月29日から実施する。